

平成 22 年

第 4 回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 22 年 11 月 30 日

閉 会 平成 22 年 11 月 30 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告

平成22年第4回大津町議会臨時会会議録

平成22年第4回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

平成22年11月30日(火曜日)

	1 番 金 田 俊 二	2 番 府 内 隆 博	3 番 吉 永 弘 則
	4 番 源 川 貞 夫	5 番 鈴 木 ムツヨ	6 番 大 塚 龍 一 郎
	7 番 新 開 則 明	8 番 月 尾 純一朗	9 番 坂 本 典 光
出席議員	10 番 石 原 大 成	11 番 手 嶋 靖 隆	12 番 永 田 和 彦
	14 番 宇 野 光 廣	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 田 黒 英 生
欠席議員	13 番 松 永 幸 久		
職務のため出席した事務局職員	局 長 松 岡 勇 次	書 記 堀 川 美 紀	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	企画部企画課長	杉 水 辰 則
	副 町 長 上 田 英 典	総 務 部 総 務 課 行 政 係 長	藤 本 聖 二
	総 務 部 長 徳 永 保 則	企 画 部 企 画 課 財 政 係 長 兼 ね て 地 域 づ くり 推 進 係 長	白 石 浩 範
	企 画 部 長 木 村 誠	教 育 長	那 須 雪 子
	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 西 村 和 正	農 業 委 員 会 事 務 局 長	服 部 次 子
	福 祉 部 長 岩 尾 昭 徳		
	土 木 部 長 兼 ね て 工 業 用 水 道 課 長 中 山 誠 也		
	経 済 部 長 西 本 昇 二		
	総 務 部 総 務 課 長 桐 原 則 雄		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第55号	大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第56号	平成22年度大津町一般会計補正予算（第3号）について
議案第57号	平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について
議案第58号	平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第59号	平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
議案第60号	平成22年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 5 5 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について
日程第 5 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度大津町一般会計補正予算 (第 3 号) について
日程第 6 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
について
日程第 7 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) に
ついて
日程第 8 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号)
について
日程第 9 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開会
開議

○議 長 (大田黒英生君) ただいまから、平成 2 2 年第 4 回大津町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規
則第 1 2 0 条の規定によって、月尾純一朗君、坂本典光君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (大田黒英生君) ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定いたしま

した。

日程第3 諸般の報告

○議長（大田黒英生君） 日程第3 諸般の報告をします。

松永幸久君から欠席の届け出がっておりますので報告します。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告の内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第55号から日程第9 議案第60号まで一括上程

提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（大田黒英生君） 日程第4 議案第55号「大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」から、日程第9 議案第60号「平成22年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」までの6件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第55号から議案第60号までの6件は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号から議案第60号までの6件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） おはようございます。本臨時議会に提案いたしました案件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第55号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律などの改正に準じ、条例の一部を改正しようとするものでございます。議案第55号につきましては、条例を一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

次に、議案第56号、平成22年度大津町一般会計補正予算についてでございますが、今回の補正は職員の給与改定に伴うものが主なものでございまして、規定の歳入歳出予算の総額を同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億9千926万円としたものでございます。

議案第57号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は職員の給与改定に伴うものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千814万7千円としたものです。歳入で、繰入金を66万8千円減額し、歳出で事業費を66万8千円減額する

ものです。

議案第58号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は職員の給与改定に伴うものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2千260万6千円としたものです。歳入で、繰入金を29万6千円減額し、歳出で事業費を29万6千円減額するものです。

議案第59号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は職員の給与改定に伴うものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5千128万7千円としたものです。歳入で、繰入金を20万円減額し、歳出で事業費を20万円減額するものです。

議案第60号、平成22年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は職員の給与改定に伴うものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額を同額とし、収入支出予算の総額を収入支出それぞれ5千287万4千円としたものでございます。

議案第56号から議案第60号までの5議案につきましては、平成22年度一般会計及び特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） おはようございます。今臨時会に提案しました条例の一部改正につきましては、去る8月10日の国の人事院勧告に伴いまして国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部改正、いわゆる給与勧告に準じまして、大津町の職員の給与改定を行うものでありまして、給料表の引き下げ確定、平均減額0.1%及び期末手当、勤勉手当、ボーナスの引き下げ0.2ヵ月分等を実施するために条例の一部改正を行うものであります。

皆様ご存じのように、国の人事院及び熊本県の人事院会では、職員の給与と公務に類似する業務に従事する民間企業の従業員の給与との比較を行うため、企業規模が50人以上で、かつ事業所規模が50人以上のうちから無作為に抽出した事業所を対象に、給与実態調査で4月分給与と昨年8月から7月までの1年間の特別級の比較がなされました。そして、毎年その結果に基づき給与勧告等がなされているものでございます。

では、今回の人事院勧告の主な概要から説明をいたしますので、別紙説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。人事院勧告の主な概要、議案第55号関係でございます。

はじめに、民間給与との比較でございます。月例給につきましては、国家公務員が757円、0.19%、県職員が364円、0.1%、それぞれ民間より上回っている状況でございます。また、2の期末手当、勤勉手当、いわゆるボーナスについても、民間の支給割合より国家公務員においては0.18月分、県職員については0.21月分、それぞれ上回っている状況でございます。

その次の月例給につきましては、民間給与との格差を解消するため、月例給を引き下げ、50歳代後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改正を合わせて実施いたします。55歳を超える職員の減額につきましては、熊本県では減額幅が0%で実施いたしません。さらに、職員給与が民間給与を上回る格差を解消するため、給料表の平均0.1%の引き下げ改定を行います。その際、中高年齢層、40歳代以上に限定しまして引き下げを実施いたします。

(2)の※印で、平成18年の給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置額につきましても、本年の改定率等を踏まえて引き下げを実施いたします。期末勤勉手当、ボーナスにつきましては、民間の支給割合に見合うよう年間4.15月分を0.2月分引き下げまして3.95月分にいたします。内容につきましては、表の右側、平成22年度12月期の期末手当につきまして、現行1.5月を0.15月引き下げまして1.35月、勤勉手当について現行0.7月を0.05月引き下げ0.65月といたします。現行の合計2.2月分を0.2月分引き下げまして、合計2.0月といたします。なお、平成23年度からにつきましては、6月期の期末手当を1.225月、勤勉手当を0.675月の計1.9月、12月期の期末手当を1.375月、勤勉手当を0.675月の計2.05月としまして、年間では3.95月分となります。マイナスの0.2月分でございます。

実施時期等につきましては、交付日の属する月の翌月、いわゆる交付費が月の初日であるときは、その日となります。また、今回給料の減額改定となるもの、平成18年の俸給水準引き下げに伴う経過措置を受けている職員につきましては、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間、いわゆる11月までの8ヵ月分に係る格差相当分を年間給与で見ても解消するため、4月の給与に調整率減額0.28%を乗じた額と6月に支給されました特別級の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を12月期の期末手当の額で減額調整をするというものでございます。

次の2ページをお願いいたします。今回の条例改正に伴う職員の給与等の改定内容ですが、まず給料につきましては、国に準じて引き下げを実施し、実施時期を平成22年12月1日といたします。

1で、給料表1から6級の一部、次の項に記載しています※印の方を除き級別の一般職の給料を引き下げるもので、平均改定率は減額の0.1%になります。対象者は129人で、減額の平均は563円となります。

2で、平成18年の給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引き下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象に引き下げることとなります。減額の0.41%で、対象者は88人となっております。

次に、期末勤勉手当についても、国に準じて引き下げを行うものでございます。実施時期は平成22年12月1日といたします。

1、一般職員では6月期は1.95月で、既に支給済みでございます。12月期が現行2.2月を改訂後2.00月としまして、平成23年度以降は6月期が1.9月、12月期が2.05月となります。その期ごとの内訳については、記載のとおりでございます。

一般職員の特別級の改定により引き下げとなる他の期末手当及び勤勉手当では、技能労務職員につ

いては一般職員と同様に実施させていただきます。議会議員及び町長等の特別職については、期末手当のみの支給になりますので、6月期は1.25月で、既に支給済みでございます。12月期の現行1.5月を0.15月分引き下げまして1.35月といたします。なお、平成23年度以降につきましては、6月期の現行1.25月が改訂後で1.225月、減額の0.025月、12月期が現行1.5月が改訂後1.375月、同じく減額の0.125月に引き下げとなります。合計では、現行2.75月が0.15月引き下げられまして2.6月分となります。今回の給与改定に伴う期末勤勉手当の影響額いわゆる減額でございますけれども、一般職員及び技能労務職員の総額が約1,420万円の減額になります。総職員が197人で、1人平均約7万3千円の減額となります。町長、副町長、教育長では、合計で32万4千円の減額になります。議会議員の皆様16人分につきましては、減額総額が約71万4千円となりまして、一人平均では約4万4千円の減額になります。総減額合計につきましては1千523万8千円ということで見込んでおります。

また、3で本年4月から11月までの期間に関わります格差相当分の解消につきましても、国に準じ12月期の期末手当の額で減額調整、これは俸給月額を引き下げ改定があった者に限りませんが、減額をいたさせていただきます。その影響額は約149万1千円の減額となります。これにつきましては、給与表の3級以上の該当者で129人となっております。

続きまして、説明資料の3ページをお願いいたします。大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきたいと思っております。

まず、第1条関係でございます。本年12月期に支給します期末手当、勤勉手当の割合を一部改正しております。

第18条期末手当の項で、第2項で12月に支給する100分の150を100分の135、いわゆる1.5月を1.35月分に変更いたしております。

第19条勤勉手当では、第2項で勤勉手当を6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の70を6月に支給した部分を削除し、今回改正する12月の支給割合の規定のみといたしまして100分の65に改めております。

別表第1、第3条関係でございますけれども、行政職給料表の3ページから7ページについては、給与改定を行い改正するものでございます。

なお、次の5ページをお願いいたします。上から9段目ぐらいになりますけれども、5ページの3級49号、左に49という番号が振っております。そのところの31万600円の下にアンダーラインが引いてありますけれども、その部分から該当する職員について、それぞれ減額した給料表となっております。

次に、8ページをお願いいたします。第2条関係では、平成23年度からの実施します支給割合について、先ほど第1条関係で改正をしました規定を含め、さらに一部改正を行っております。

第18条期末手当第2項で、6月に支給する場合を100分の125を100分の122.5、12月に支給する場合100分の135を100分の137.5に改正するものでございます。

第19条勤勉手当第2項で、その割合100分の65を100分の67.5に改正するものでござい

ます。

9ページをお願いいたします。第3条関係、平成18年3月24日、条例第28号の附則第7条、給料の切り替えに伴う経過措置につきましても、平成18年当時、いわゆる俸給水準の引き下げが実施されましたが、その切り替え日以前の給料を保障することを定めておりますけれども、今回給料表が下がりますので、この経過措置部分についても0.41%、100分の99.59引き下げるものでございます。

次に、議案集の5ページをお願いいたします。附則、下の方です。附則第1条で、この条例は平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定については、平成23年4月1日から施行するをいたしております。

第2条につきましては、本年4月から11月までの8ヵ月の格差相当分を12月の期末手当から減額するための特例措置でございます。今回、給料の減額改定となるもの、経過措置額を受ける職員、6ページの下段の表に掲げる職員、以外の職員になりますけれども、これについて4月の給与額に減額0.28%を乗じた額の8ヵ月分及び6月支給済みの期末勤勉手当の合計額に同じく0.28%を乗じた額を12月の期末手当から減額するというものでございます。

7ページをお願いいたします。第3条で、規則への委任事項を規定いたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 企画部長木村 誠君。

○企画部長（木村 誠君） おはようございます。議案第56号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、国の人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定及び熊本県の職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、一般職の職員等の給与改定及び職員の退職等による補正予算になります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億9千926万円とするものです。

11ページの歳出の款1議会費から22ページ款10教育費まで人件費の補正で、総額2千225万2千円の減額となっております。

23ページの款13予備費で、財源の調整を行っています。

24ページをお開き願います。給与費明細書でご説明させていただきます。

1、特別職の表ですが、町長等及び議員各位におかれましては、期末手当のみの支給ですので手当総額が9万4千円の減額となります。

続きまして25ページをお願いいたします。2、一般職の表、総括表の合計の項目で、給与の改定及び職員の退職や申請などにより給与費の給料の欄で368万9千円、職員手当が1千658万5千円、それぞれ減額となり、給与費の合計では2千27万4千円の減額となりました。

26ページをお願いいたします。給料及び職員手当等増減の明細につきましては、記載のとおりであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） おはようございます。議案第57号、議案第59号及び議案第60号の3議案についてご説明申し上げます。いずれも先ほど町長の説明にありましたように、人事院勧告等に伴う人件費の補正になります。

最初に議案第57号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。別冊の補正予算書をお願いします。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万8千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6千814万7千円とするものです。

詳細につきまして、7ページの歳入から説明いたします。款4、項1、目1一般会計繰入金は、人件費の減額に伴う人件費に充当している繰入金を減額するものです。

次に8ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費は、人事院勧告に伴い人件費を減額するものです。

続きまして、議案第59号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5千128万7千円とするものです。

詳細につきまして、7ページの歳入から説明いたします。款5、項1、目1一般会計繰入金は、人件費の減額に伴い人件費に充当している繰入金を減額するものです。

次に、8ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費は、人事院勧告に伴い人件費を減額するものです。

続きまして、議案第60号、平成22年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。第2条で、既決の収益的収入及び支出の予算のうち、支出につきまして、第1款、第1項の営業費用を12万2千円減額し、第4項の予備費を同額増額補正するものです。

2ページをお願いいたします。第3条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費を12万2千円減額補正するものです。

詳細につきまして、補正予算の説明に関する2ページをお願いいたします。支出として、款1、項1、目3総経費は、職員申請及び人事院勧告に伴う人件費を減額するものです。款1、項4、目1予備費を同額増額するものです。

以上、よろしをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長岩尾昭徳君。

○福祉部長（岩尾昭徳君） おはようございます。議案第58号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

先ほどご説明がありましたように、今回の補正は人事院勧告等に伴う人件費の補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2千260万6千円とするものです。

歳入についてご説明いたします。補正予算に関する説明書の8ページをお願いいたします。款6、項1、目3その他一般会計繰入金につきましては、節で職員給与費等繰入金を減額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。9ページをお願いいたします。款3、項1、目2包括的支援事業費につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の減額を予算計上しております。

10ページ、11ページで給与費の明細を記載しておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大田黒英生君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第55号に対しまして質疑を行いたいと思います。

55号につきましては、説明資料をいただいております。この説明資料を見てみますれば、まず第一に、これは人事院勧告の主な概要であるということで、民間給与との比較をここに記載されております。国家公務員と民間の格差、熊本県地方公務員と民間の格差という形でここでは記載されているわけでありますが、この民間の調査方法としましては、説明の中でありました無作為にいくつかの民間企業を調べたということでありました。これは、我々地方公務員にとりましては、この地方の実態とまずかけ離れている可能性というのはあると思います。それで、この中身の数字を見てみますれば、このボーナスの部分で熊本県の場合、県職の場合書いてありまして3.94月とか、ここに書いてありますよね。ここで、私が思いますのが、今回提案された数字というのは、うちは3.95ということで、0.01ここで誤差が生じております。熊本県が3.94なのに対して大津町は3.95と、この誤差の意味は何でしょうか。独自に何らかの調査を行ってこの数字が出てきたのか、それとも悪い言い方をすれば、ちょっと上げとけというような、ちょっとずるさにも感じるような数字になる可能性もありますので、ここの根拠をまずお聞きしたいと思います。

それと、月例給あたりを見てみますれば、説明の中で、例えば40歳代の方に限定して引き下げとか、いろんなこの文言が出てきますけれども、この理由が私はわからなくてですね、民間給与を、これは無作為に調べた場合に、若いも若きもといいですか、いろんな年齢層別に調べたわけではないと思うんですよ。全体の数字で調べていると思いますので、なぜここで町が独自に調整を勝手にするのかなど。これに根拠があるならば、その根拠がどういったものかをお聞きしたいと思います。調査の方法が、私はここに第一疑問を持っているんですけれども、その方法というのが、本来ならば私はこの議員になって1期目のときから言っていますけれども、大津町の平均給与を求めて、それから割り出した職員給与でなければならない、議員給与でなければならないということは、私は一貫して申し述べておりますので、大津町として、この地方公共団体としてのそういった調べはあったのかどうか。そういう点を質疑したいと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 永田議員のご質疑のまず第1点目、月分の誤差ですね。確かに0.01月分違います。これは、国の方の関係で最終的にコンマいくつという形が出ますけれども、これで国の基準として5か0のどちらか近い数字を取るという形になっておりますので、そういう形でうちの方は対処いたしましたということでございます。

それから、いつも永田議員言われています民間給与との格差是正という形で、確かに言われている実態把握というのは否めない事実という形で私たちも実感しております。大津町の現況をよく知った上で、この人勤との比較をやりなさいというのは常々思っているような状況ですけれども、ご存じのように町の方に人事委員会という組織がありませんので、国全般、県全般の基準に見合ったところという形で一応上級官庁の言われるとおりの形です。その辺は何遍も言いますが、もうご理解していただくしかないという形で思っております。

それと、確かに言われるように40歳代限定という形ですけれども、全般的に全職員という形で、議員ご存じのようにラスパイレス指数という全給与の比較検討がなされているような状況でございます。その関係での問題という形で、国の方もその基準を満たしたところでの案を示しましたので、一応そういう形で県同様、私たちの方も実施させていただいたという形でございます。基準としては、国の方もその全体の給与、50事業所とかなんかをですね、調べているという状況でございます。その調べる方法についても、今、現在の経済状況を見ればですね、永田議員ご指摘のように大変懸念するところはあるということは私たちも思っているような状況ですけれども、そういう形で一応人勤並みに実施させていただいたという形をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

金田俊二君。

○1番（金田俊二君） 議案第55号について質疑いたします。

今回の人事院勧告、8月10日に出されたわけですが、内容は先ほどずっと説明がありました。かいつまんで言えば、月例給を757円、率にして0.19%引き下げるとともに、一時金について0.2月分引き下げることを内容とするという勧告でございました。月例給については、俸給法のマイナス改定のほか、給与構造の改善に伴う経過措置額の算定基礎となる額、いわゆる減給補償の引き下げも今回あっています。それから、50歳代後半層について、俸給月額等について一定の率、1.5%を掛けて削減することなどが主な内容だというふうに思っていますけれども、詳しく民間給与と国家公務員の給与の月額757円の差額を見ますと、国家公務員高いという判断が下されたわけですが、主にその内容は、本府省業務手当で、それから東京・大阪などの大都市、それと九州でいえば福岡、長崎などの県を対象とした地域手当がほとんどを占めています。これ国の事情ばかりで、我々熊本県の大津町という、何ら関係ないようなそんな部分で引き下げられるということで、何となく大津町にこれをそのまま当てはめるといのは矛盾があるような気がしますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

それから、大津町の場合、ラスパイレス指数は今いくつなのか。それから、全国平均と比べてどうなのかということもお伺いしたいと思います。

それから、県内のこの勧告に対する自治体の対応、恐らく人勧どおりにしないというところも中にはあるかと思えます。その状況がわかればお願いします。

ラスパイレス指数については、一つの指標といますか指数であり、全面的に比較の指標となるというふうには、ということについては異論がこれまでっております。現に大津町あと恐らく6、7年ぐらいすれば職員の年齢分布によってがくっと下がるんじゃないかという予測が付けられる、そういったものだと思います。今回、人事院勧告どおりやらなかった場合、ラス指数が全国平均を上回る自治体については、従わなかった額を特別交付税、特交で控除する、いわゆるペナルティがこれまでちらつかせるような部分があったと思います。今回、そのペナルティ、人勧どおりやらなかったらペナルティがあるのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（大田黒英生君） 総務部長徳永保則君。

○総務部長（徳永保則君） 金田議員のご質問でございます。先ほど国の人勧で県の場合もして、大津町の実態に当てはめるのはどうかという形でございましたけれども、上級官庁の国家公務員に準じるという形を今までやってきておりますので、その既成事実をもってやらせていただいているような状況でございます。

それから、先ほどもご質問の中で答弁させていただきましたけれども、基準となるラスパイレス指数というのは、もう皆さんご存じだと思います。大津町の現況を申し上げたいと思います。大津町はラスパイレス指数が98.6になっております。なお、県内では第3位という形でございます。

それから、全国の町村平均は94.6でございます。

それと、熊本県全体で、熊本県ですね、47都道府県の中で熊本県は98.0で、全国31番目になっております。

以上がラス等の状況でございます。

それから、年齢分布という形での将来的な見通しも言われましたけれども、確かにやっぱりそういう形は事実あるという形で思っております。

それから、特別交付税の問題をご指摘いただきましたけれども、私どもの方の確認したところによりますと、総務省の奨励上は何ら特別交付税の調整はないということを聞いておりますけれども、人勧どおり実施しなければ特交に関係するかもしれないという曖昧な表現になっております。ところで、私たちの方は、そのことも含んだところで従来どおり人勧なみの給与改定を着実に行わせていただいているという形で思っておりますので、その辺は今後もその方向付けでやっていきたいという形で思っております。

以上でございます。

それから県内の状況ですね、失礼しました。県内の人勧の議会関係の状況でございますけれども、本日も大分新聞等になっておりましたけれども、一応全自治体、県内の自治体については人勧どおり実施するという運びになっております。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、ただいま質疑がございました、いわゆる人事院勧告に伴う条例の改正に反対の立場から討論を行います。

昨今の公務員は恵まれすぎている、民間と比べて高すぎる、そういう国民の意見が多いことは承知をいたしております。しかし、今、日本全体を見ますならば、まさにどん底に向かって働く労働者が競争を強いられて、このまま放っておけば、さらに日本全体が、労働者の暮らしが悪くなる、まさにどん底に向かっている、下がり続ける状況となっていると思います。そしてまず第一番目に、私たちは労働者の暮らしを守るという立場からこうした連続した給料の引き下げに反対をするものであります。同時に、こうした公務員の給料削減が国民全体の利益に本当につながるのかどうかということを考える必要があると思います。公務員が下がった、民間に比べて高い、だから公務員を下げる。今度は、公務員が下がった、民間も下がると。そういう悪循環が際限なく続いていく可能性があると思うからであります。今回、国家公務員関係で全国で約80万人公務員がいるということで、790億円減額、地方公務員は約280万人に対して全体で2千340億円の減額。大津町におきましては、常勤職員186人に対して2千27万円の減額。およそ公務員1人当たり10万円前後の減額になっているようであります。しかし、こうした減額が続けば、まさに内需を冷え込ませてしまう。年間10万円減れば、それだけの消費が減ってくることに、また消費を冷え込ませていく、そういう引き金になっていくと思います。そして、国全体から言えば、日本の経済は法人、いわゆる会社の資産、また個人の資産、これが減っているわけではありません。逆に増えております。とりわけ企業分野では大企業だけでも240兆円の内部留保。その他の中小企業も合わせますと400兆円を超える内部留保があって、特に大企業においては金が余って使い道がないというだぶついている。あるいは、大資産家においては、10億円を超えるようなそういう大金持ちは数千万円のサラリーマンと同じ税金しか払っていない。こちら金余り状況が確実に広がっている状況であります。

こういった日本全体、国民全体の経済状況を見れば、そういう中で1箇所にお金のだぶついている。しかし、大多数の働く人たちは給料が下がっている、だから公務員も下げるという状況がつけられてきていると思います。そういう意味で、労働者の暮らしを守ると同時に日本全体の経済を引き上げる、どん底に向かっての競争を止める、そういうためにも、こうした公務員の給料減額について反対を表明するものであります。

以上で討論を終わります。

○議長（大田黒英生君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 議案第55号から60号まで、すべての議案に対して反対の立場を申し上げます。

ただいま反対討論がありまして、同じく反対討論でおかしくはないかと議長から注意を受けるかもしれないと思いますが、今の反対討論の中身と全く違いますので、議長どうか認めていただきたいと思います。私の反対の理由といたしましては、この今回出されました議案第55号につきましては、町の方針とすれば県の言うことに従う、上級官庁に従いまして、その言われたとおりにやりましたということですが、やはり私はここで考えなくてはならないのは、現場の状況、今経済の状況を見ますれば、大津町のいろんな企業、農業もですけれども米の価格も下がっておりますけれども、そういったことを考えればですね、やはり国全体の税収が減っておるということを考えますれば、国民あつての公務員というのは当たり前のことでありまして、私は今回のこの議案の提案につきまして、日本国憲法を読み返しました。その中で、有名な15条の2にすべての公務員は全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではないと有名な言葉が載っておりますが、まさしくそのとおりでありまして、国民皆さん方が今苦しんでおられると。多くの方が収入が減っておられると。このときにですね、熊本県の場合といたしまして出されました資料が3.94なのに対して町は3.95に上げるというような、逆に安易な姿勢なんです。ここに私はずるさを感じます。これを逆に3.90と桁を取りましたというなら別なんです。やはりそういったところに私はこの公務員病と申しますか、自分がよければそれでいいというような、立場が逆という立場をこういうときに認識していただきたいと思います。団体自治をするためにこの役場という組織はあるわけですから、住民自治でできない部分をこの団体自治で賄うということで、この国の形、地方自治の形をつくっているわけですから、決してこういった数字に背いてはいけません。あくまでも国民あつて、町民あつての公務員だということを認識していただきたいと思います。そして、日本国憲法の17条に、公務員の不法行為により損害を受けたときには、法律の定めるところにより国または公共団体にその賠償を求めるとあります。私は、この賠償に値する行為だと今回のことについては思っております。やはり、町民の皆様を大本に考えて、その後に我がこの役場という組織を考えたらどうでしょう。決して切り上げの計算とかは浮かんでこないはず。入るを量りて出ざるを為する、当たり前のことをしなければ商売でも何でも。売り上げがあつて、その中から給与やいろんな経費が出てくるんです。この税収が少なくなったときに下げるのは当たり前。しかしながら、それはきちんとした根拠のある計算をしなければならぬと私は感じております。ですから、あくまでも国家公務員に地方自治法では準ずるが、給与あたりは準ずるが、好ましいということは書いてありますが、あくまでも役場の職員、そして我々議員の報酬あたりは、あくまでも町税からすべて出ているんです。これは、国税や県税からの補てんではなくて、うちの場合はすべて町税から出ているという事実です。ということは、税収が少なくなったときには下がるのは当たり前ということです。ですから、今回のこの議案に対して反対の意思を議会全体で意思表示して、ここから政治は変えていかなければならないと、そういうふうに思います。これを否決することは、大いなるメッセージとして新たな民主主義の根本をつくっていくものだと私は感じますので、今回の議案第55号から60号まで、すべての議案に対して反対の討論をいたしました。議

員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、議案第55号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成22年度大津町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成22年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成22年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、平成22年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成22年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。平成22年第4回大津町議会臨時会を閉会します。

午前11時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年11月30日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 月 尾 純一郎

大津町議会議員 坂 本 典 光